

不正行為について

受験の際には、すべて監督者等の指示に従ってください。以下に該当する場合、不正行為とみなされます。

- 1) 出願の際に本学に提出した書類・資料等に偽造、虚偽の記載、剽窃が見つかった場合
- 2) 受験者以外の者が、受験者本人になりすまして試験を受けた場合

また、以下の行為をすると、不正行為とみなされる場合があります。

- ・カンニング（カンニングペーパーや参考書、他の受験者の答案を見ること、他の受験者から答えを教わること等）
- ・使用を認められていない用具を使用して問題を解くこと。
- ・試験開始の合図の前に問題冊子を開き、解答を始めること。
- ・試験終了の合図の後に筆記用具や消しゴムを持ち続けていたり、解答を続けること。
- ・試験時間中に、他の受験者に答えを教えるなど、他の受験者を利するような行為をすること。
- ・試験時間中に、他の受験者に迷惑となる行為をすること。
- ・試験時間中に、携帯電話、スマートフォン、タブレット、携帯音楽プレーヤー、ウェアラブル端末（腕時計型等）を身につけたり、作動させたりすること。
- ・その他、試験の公平性を損なう行為をすること。

試験実施中に不正行為と思われる行為が認められた場合、監督者等が注意し、試験の中止や退室を指示することがあります。不正行為の疑いに対処した時間があっても、その受験者は、試験時間の延長を求めることはできません。

不正行為と認められた場合、それ以降の受験はできなくなり、当該年度における本学のすべての入学試験の結果を無効とします。また、入学検定料は返還しません。

不正行為の状況により、警察へ被害届を提出するなどの対応をとる場合があります。

<筆記試験時間中に使用できる物品>

以下は「筆記試験時間中に使用できる物品」です。机上に置いてかまいません。なお、筆記用具、時計等の貸出しは行いません。

物品	備考
鉛筆・シャープペンシル	HBまたはB。一般の商品名以外の英単語、漢字などが印刷されているものは認めません。
消しゴム	

時計	<p>計算機・辞書・端末機能を備えた時計の使用は禁止します。また、それらの機能の有無が判別しづらいものも使用できません。</p> <p>試験室内に時計はありませんので、必要な人は腕時計を持参してください。</p>
ハンカチ	文字や地図等がプリントされているものは認めません。
目薬	
ティッシュペーパー	袋または箱から取り出したもの
マスク	文字や地図等がプリントされているものは使用を認めません。写真照合の際は一旦マスクを外していただく場合があります。
眼鏡	

<試験時間中に使用できない物品>

上記の「試験時間中に使用できる物品」以外は使用できません。使用した場合や机の上に置いている場合は、不正行為とみなされる場合があります。以下は「試験時間中に使用できない物品」の例です。

携帯電話・スマートフォン・タブレットなどの端末機能のある機器（時計として使用することはできません。電源を切り、カバンの中にしまってください。）、鉛筆削り、定規、コンパス、下敷き、色鉛筆、電卓等

以上